



JASDAQ

平成 24 年 11 月 28 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 倉 元 製 作 所
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 鈴 木 聡 (コード番号 5216)
問 合 せ 先	経 営 管 理 部 長 柴 田 哲
電 話	0228 32 5111

子会社にかかる裁判の勝訴確定に関するお知らせ

当社連結子会社である株式会社 FILWEL（以下、FILWEL）は、フジボウ愛媛株式会社（以下、フジボウ社）から専用実施権の侵害にかかる提訴を受けたのに対し、第一審（大阪地方裁判所）第二審（知的財産高等裁判所）とも FILWEL 勝訴の判決が言い渡されておりました。その後、フジボウ社が最高裁判所に上告しておりましたが、昨日、相手方の上告を棄却する旨の決定等があり（調書の送達は本日）FILWEL の勝訴が確定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本件訴訟における当事者とはなっておりません。

記

1．訴訟の経緯

当社の連結子会社である FILWEL は、平成 21 年 2 月 17 日付にてフジボウ社から FILWEL の製造販売する精密研磨布のうちの一部の製品がフジボウ社の保有する専用実施権を侵害しているとして、4 億 94 百万円の賠償金の提訴を受けておりましたが、FILWEL は同製品は自社の独自開発品であり、フジボウ社の専用実施権の侵害には当たらないものとして係争し、第一審（大阪地方裁判所：平成 22 年 8 月 31 日判決）第二審（知的財産高等裁判所：平成 23 年 9 月 13 日判決）とも FILWEL の全面勝訴の判決を受けておりました。その後、フジボウ社は最高裁判所に上告いたしました。昨日（平成 24 年 11 月 27 日）付にて上告棄却ならびに上告審として受理しない旨の決定があり、FILWEL の全面勝訴が確定いたしました。

2．当社子会社の名称

商 号	株式会社 FILWEL
本店所在地	山口県防府市鐘紡町 3 番 1 号
代表者氏名	取締役社長 中村和彦

3．上告の提起及び上告受理申立を行った者

商 号	フジボウ愛媛株式会社
本店所在地	愛媛県西条市大新田 272 番地
代表者氏名	取締役社長 青木隆夫

4．上告棄却及び上告受理申立の不受理決定があった裁判所および年月日

最高裁判所	平成 24 年 11 月 27 日
-------	-------------------

5．決定の内容

- (1) 本件上告を棄却する。
- (2) 本件を上告審として受理しない。
- (3) 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

6．今後の見通し

上記のとおり、FILWELの全面勝訴が確定いたしました。当期（平成24年12月期）連結業績に与える影響はございません。

以 上